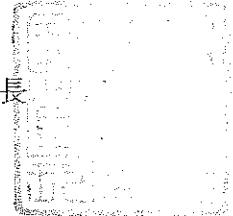


国道企第66号の1  
平成26年2月28日

関東地方整備局長 殿

国土交通省道路局長



鋼橋積算基準における単価について

鋼橋積算基準（平成25年4月1日付け国道企第4号の1）における直接労務単価については、下記のとおり改訂するので通知する。

なお、この単価は平成26年3月1日から適用するものとする。

記

1. 直接労務単価  
26,100円

以上